

兵庫県公報

平成29年5月12日 金曜日 第2899号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成29年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○保安林の指定の解除予定通知（同）	2
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	3
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	3
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
○重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	4
○同上（淡路県民局）	4
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	5

告 示

兵庫県告示第532号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成29年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成29年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
女子	平成29年6月17日（土）	平成29年5月15日（月） から同年6月9日（金） まで	陸上自衛隊伊丹駐屯地又は陸上自衛隊姫路駐屯地 （受付時に告知）	試験時に告知	採用予定通知書により告知
男子	平成29年6月18日（日） 又は同月19日（月）の 指定されたいずれか1日				
男子	平成29年7月22日（土） から同月24日（月）ま での指定されたいずれ か1日	平成29年6月26日（月） から同年7月14日（金） まで	陸上自衛隊千僧駐屯地又は陸上自衛隊姫路駐屯地 （受付時に告知）		

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 （神戸防災合同庁舎4F）	(078) 261-8600

同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449

~~~~~

#### 兵庫県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
淡路市里字海平880の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
丹波市氷上町石生字向山3009の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年5月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年5月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩 瀬 宝 塚 線	宝塚市大原野字下岡20番1から 同 市下佐曾利字宝地4番1まで	旧	7.0から 23.0まで	174.0	
	宝塚市大原野字下岡20番1から 同 市下佐曾利字宝地3番1まで	新	11.0から 34.0まで	85.0	終点 変更



兵庫県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年5月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川 西 三 田 線	宝塚市下佐曾利字宝地1番1から 同 市下佐曾利字ワサ田7番1まで	旧	7.0から 31.0まで	151.0	
		新	10.0から 33.0まで	151.0	



兵庫県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年5月12日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年5月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 下佐曾利笹尾線	宝塚市下佐曾利字宝地4番1から 同 市下佐曾利字宝地5番1まで	旧	12.0から 13.0まで	15.0	
	宝塚市下佐曾利字宝地5番1から 同 市下佐曾利字宝地5番1まで	新	12.0から 13.0まで	12.0	起点 変更



兵庫県告示第538号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成29年5月22日から適用する。

平成29年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表但陽信用金庫の項中

「

同	飾磨支店	姫路市飾磨区構
---	------	---------

」

を

「

同	飾磨支店	姫路市飾磨区構
同	和田山支店	朝来市和田山町牧田

」

に改める。



兵庫県告示第539号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 5月12日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 重要調整池の所在地
三木市口吉川町吉祥寺谷45―1 他
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大栄環境株式会社	大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	金 子 文 雄



兵庫県告示第540号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 5月12日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 重要調整池の所在地
洲本市中川原町中川原字青竹503―2、525―1、525―3及び526―1
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社共進ビルド	大阪市西区西本町2丁目1番41号	路 次 徹
關 清 永	明石市太寺1丁目17番26号	

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市尾崎字沼水尾3072番、3073番2、3073番60
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市勝原区宮田576番3
有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹 田 博 哉
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年10月20日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－21号（28赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 5月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党兵庫県尼崎市第四支部	大 谷 勘 介	大 倉 央 子	尼崎市立花町1－13－10
自由民主党兵庫県神戸市西区第一支部	岡 島 亮 介	高 田 昭 二	神戸市西区玉津町高津橋597

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
一輪会	家代岡 桂 子	船 橋 光	三田市相生町18－37
井上ひでゆき後援会	井 上 英 之	角 田 真由美	加古川市加古川町北在家2263
大谷かんすけ後援会	好 村 勉	大 谷 禎 誉	尼崎市立花町1丁目13－10
大谷充後援会	大 谷 充	大 谷 充	姫路市五軒邸4丁目82－4

大西かずよし後援会	田 中 貴 之	廣 尾 理 絵	小野市黒川町2—13
尾崎ひさし後援会	山 本 清 之	福 田 万 千 子	宝塚市光明町22—30
桐月一邦を育てる会	桐 月 一 邦	桐 月 由 美 子	神戸市垂水区宮本町4—16—201
くぼたまさき後援会	久保田 正 紀	久保田 若 菜	神戸市兵庫区荒田町1丁目15—6 A&Aビル2階
経世会	村 岡 世 盛	池 内 孝 行	姫路市総社本町21 旭ビル3 F
新かさい創生の会	中 川 暢 三	宮 永 幸 則	加西市殿原町899番2
すぎはじめ後援会	杉 一	杉 香 奈 枝	伊丹市桜ヶ丘4—4—23—203
蒼翠会	杉 一	杉 香 奈 枝	伊丹市桜ヶ丘4—4—23—203
高橋れいこ後援会	高 畑 譲 二	高 橋 玲 子	三田市横山町14—26
宝塚再生・市民の会	池 田 幹 雄	福 家 清 美	宝塚市南口2丁目3番35号
宝塚シティプロジェクト委員会	宮 崎 美 穂	宮 崎 美 穂	宝塚市伊子志3—14—57
宝塚美穂の会	宮 崎 美 穂	宮 崎 美 穂	宝塚市伊子志3—14—57
竹内友江後援会	竹 内 正 郎	藤 輪 透	赤穂市木津1327—312
武田篤美後援会	井之上 忠 司	武 田 健 三	三木市吉川町稲田125番地
田中まさたけサポート倶楽部	田 中 正 剛	田 中 正 子	西宮市櫛塚町1—14 光永ビル3階
玉田まさのり後援会	廣 橋 弘 毅	伊 藤 好 幸	揖保郡太子町広坂519番地
チームひょうご	藤 井 訓 博	越 田 謙 治 郎	神戸市須磨区寺田町2—5—5 大塚たかひろ事務所内
近石たけおを育てる会	中 野 一	中 原 幹 雄	宝塚市中山五月台6—1—26—101
辻のぶゆき後援会	辻 信 行	土 江 敏 夫	尼崎市道意町4—53—403
共に歩もういきいき三田を創る会	新 納 晃 重	中 西 郁	三田市上相野241
日本共産党兵庫区後援会	亀 井 洋 示	水 谷 文 輝	神戸市兵庫区水木通3丁目1—1
橋本健後援会	橋 本 健	橋 本 健	神戸市中央区中山手通2—24—1—418
阪神経済フォーラム	近 石 武 夫	近 石 正 夫	宝塚市中山五月台6—1—26—101
広内孝次後援会	廣 内 邦 夫	廣 内 美 智 子	南あわじ市榎列下幡多393—3
ひろかが一志後援会	廣 利 一 志	廣 利 順 子	佐用郡佐用町三日月748番地2
本玉佳伴後援会	杉 尾 初 男	山 端 重 樹	加西市北条町東高室1161番地の1
前川としひろ後援会	前 川 俊 宏	本 田 智 也	西宮市今津真砂町1—12—519

松崎克彦後援会	山崎道雄	金築秀人	伊丹市中央6丁目1—32
松本かおりを励ます会	草部宗之	草部清美	加古郡播磨町野添1662—1
三国会	足立修	足立悠平	丹波市青垣町大名草766番地
みとみ稔之ファンクラブ	岸本嘉則	草野義雄	宝塚市野上1丁目2—2—307 (若葉荘)
みんなの西宮	前川俊宏	本田智也	西宮市今津真砂町1—12—519
村岡せいざい後援会	村岡世盛	池内孝行	姫路市総社本町21 旭ビル3F
森はじめ後援会	森一	中村真由美	神戸市北区桂木3丁目22番地の9
山内忠後援会	山内尚風	芦田澄子	姫路市勝原区丁81—6
山本雅之を支援する会	井上義	山本光	加古郡播磨町東野添3丁目6—33
横石弘樹後援会	横石弘樹	横石弘樹	神戸市北区有野中町2丁目3—9—306
吉井りゅうじ後援会	吉井竜二	吉井竜二	西宮市戸田町3番14号202
吉田ひでお後援会	大植義晴	吉田佳夫	揖保郡太子町鶴1200